別紙

（除雪ドーザの貸付等）

第 1 条 発注者は、受注者が業務を履行するために必要な除雪ドーザ1台について下記のとおり用意する。

① 登録番号　　釧路000る32－78
② 形　　式　　WA136 大型特殊 除雪ドーザ

2 除雪ドーザ貸付場所は、標茶町建設課詰所（標茶町常盤8丁目4番地）とする。

3 受注者が業務を履行するために必要な燃料等の費用については、発注者が負担するものとする。

4 除雪ドーザの修理費等は発注者が負担するものとするが、受注者の責めによる事故等が発生した場合の修理費は、受注者が負担するものとする。

（使用目的）

第 2 条 発注者の所有する車両を、受注者に貸与し、発注者の業務について使用する。

（業務時間）

第 3 条 業務時間は、車両運転開始時間から終了時までの内、休憩時間を除いた時間で0．5時間単位（15分以下は切り捨て、16分以上は切り上げて計算）とする。

2 降雪等の状況により出動時間が午前5時になる場合がある。

（業務単価及び委託料）

第 4 条 発注者は業務に対する委託料として、前項による単価に実作業時間（分は時間に換算し、少数第3位を四捨五入して得た時間）を乗じて得た額を受注者に支払うものとする。

2 前項の業務が1日当たり5時間に達しない時は、最低補償時間を5時間とし、契約書第3条の時間単価を乗じて得た額を受注者に支払うものとする。

（委託料の請求及び支払）

第 5 条 受注者は、業務仕様書第1条第1項第3号の作業日報の確認を受けた後、発注者に対して委託料の支払を請求するものとする。

（報告義務）

第 6 条 受注者は、業務を実施したときは、業務仕様書第1条第1項第3号の作業日報を、毎月発注者に提出するものとする。

2 受注者は、業務中に不測の事項等が発生した場合は、けが人の救助等必要な処置をとるとともに、速やかに発注者に報告しなければならない。

業 務 仕 様 書

（処理の方法）

第 1 条 受注者は、この契約に基づき受注者が処理する業務は下記のとおりとする。

（1） 除雪・路面整正等の作業を行うものとする。

（2） 運転前後の車両点検（雪落とし作業等含む）

（3） 作業日報の作成

（4） 使用車両毎に乗務員の登録をするものとする。また、予備の運転手についても同様のものとする。

2 受注者は、前項によるほか、発注者の指示があった場合には、すみやかに業務の処理を行わなければならない。

3 発注者は、委託期間終了後でも緊急に業務処理を必要とした場合には、受注者に業務処理を指示できるものとする。

（乗務員）

第 2 条 受注者は、業務処理に携わる運転手及び助手について、氏名及び資格を記載した書面を作成し、免許証等の写しを添付して、発注者に提出しなければならない。また、変更する場合も同様とする。

（法令上の責任）

第 3 条 受注者は、業務の処理に関し、道路交通法（昭和35年法律第105号）、労働基準法（昭和22年法律第141号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働者災害補償保健法（昭和22年法律第50号）、その他関係法令上の全ての責任を負うものとする。

（業務処理責任者の選任）

第 4 条 受注者は、業務の処理について業務処理責任者を選任し、発注者の承諾を受けなければならない。また、変更する場合も同様とする。